

## 安全衛生推進者とは？

近年発生した労働災害の発生状況を見ると、全体の6割以上が50人未満の事業場において発生しています。また、このような規模の災害発生事業場を調査すると「安全衛生管理を担当する者がいない」というところが多く見受けられます。

労働安全衛生法では中小規模事業場の災害発生率が大規模事業場に比べて格段に高いため、その安全衛生水準の向上を図るため、**常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場**では、「安全衛生推進者」を選任し、労働者の安全や健康確保などに係わる業務を担当させなければなりません。

安全衛生推進者が担当する職務は

- (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他の健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害防止の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

等です。

主な業務は定期健康診断記録の保存ならびに管理と、異常値が出た従業員の産業医への面談勧奨などになります。産業医をもたない多くの小規模事業所では、この「安全衛生推進者」が地域産業保健センターに連絡し、無料の健康診断後の面談予約をするのも業務の一つとなります。

「安全衛生推進者」になる社員は、安全衛生推進者講習（有料）を受講する必要があります。詳しくは地域産業保健センターにご相談ください。



多摩東部地域産業保健センター 〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-38-4 三鷹産業プラザ 404

TEL 422-24-6906 FAX 0422-24-6908

HP <http://www.sanpo-tama.jp/>

メールアドレス [sanpo@kind.ocn.ne.jp](mailto:sanpo@kind.ocn.ne.jp)